

福井県警察機動捜査隊の運営に関する訓令

平成 20 年 3 月 17 日
福井県警察本部訓令第 15 号

この訓令は、福井県警察の組織等に関する規則の規定に基づき、機動捜査隊の運営について、必要な事項を定めたものである。